

令和7年度さいたま市高齢者施設等物価高騰等対応支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費等の高騰により影響を受ける高齢者施設等に対し、事業継続に向けた支援金を予算の範囲内で給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入所系施設 次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 令和7年6月1日時点において、市へ社会福祉法に基づく届出をしている市内の軽費老人ホーム

イ 令和7年6月1日時点において、市が老人福祉法に基づき認可している市内の養護老人ホーム

ウ 令和7年6月1日時点において、市へ老人福祉法に基づく届出をし、事業を開始している市内の有料老人ホーム

エ 令和7年6月1日時点において、市が介護保険法に基づき指定等している市内の短期入所生活介護事業所（ただし、介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用する短期入所生活介護事業所を除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は認知症対応型共同生活介護事業所

オ 令和7年6月1日時点において、市が高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録し、開設している市内のサービス付き高齢者向け住宅

(2) 通所系施設 令和7年6月1日時点において市が介護保険法に基づき指定している市内の通所介護事業所（共生型を除く。）、通所リハビリテーション事業所（介護保険法の規定によるみなし指定を除く）、認知症対応型通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所（共生型を除く。）をいう。なお、通所系施設には各介護予防サービスの事業所を含み、介護サービス及び介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合は、一つの施設として扱う。

(3) 訪問系施設 令和7年6月1日時点において市が介護保険法に基づき指定している市内の訪問介護事業所（共生型を除く。）、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（健康保険法に規定する保険医療機関を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（健康保険法に規定する保険医療機関を除く。）、福

祉用具貸与事業所、福祉用具販売事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所をいう。なお、訪問系施設には各介護予防サービスの事業所を含み、介護サービス及び介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合又は福祉用具貸与事業所及び福祉用具販売事業所の両方の指定を受けている場合は、一つの施設として扱う。

- (4) 高齢者施設等 入所系施設、通所系施設及び訪問系施設（令和 7 年 6 月 1 日時点において休止中のものを除く。）をいう。

（給付の対象）

第 3 条 支援金の給付の対象となる施設は、高齢者施設等のうち、次のいずれにも該当する施設（以下、「支援対象施設」という。）とする。

- (1) 第 6 条の規定により申請する日において、介護保険法等に基づく休止届又は廃止届を市に提出していない施設
- (2) 指定管理者による管理を行っていない施設

（支援金の算定方法）

第 4 条 支援金は、基本額及び第 2 条第 1 号又は第 2 号に定める施設にあつては加算額を加えた額とする。

- 2 基本額は、一の支援対象施設当たり 10 万円とする。
- 3 加算額は、入所系施設にあつては令和 7 年 6 月 1 日時点の定員（以下、「定員」という。）1 人につき 1 万円、通所系施設にあつては定員 1 人につき 5 千円とする。

（支援金交付対象事業者）

第 5 条 支援金の給付の対象となる者は、支援対象施設を運営する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱に基づく支援金の給付の対象としない。
 - (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成 25 年 4 月 1 日条例第 86 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

（支援金の申請）

第 6 条 支援金の給付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める日までに、令和 7 年度さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金給

付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（給付の決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付の可否を決定し、令和 7 年度さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金給付決定通知書（様式第 2 号）又は令和 7 年度さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定にあたり、適正な給付を行うため必要があるときは、支援金の申請に係る事項について修正を加えて支援金の給付決定をすることができる。

（給付の条件）

第 8 条 市長は、支援金の給付の目的を達成するため必要があるときは、前条第 1 項の規定による決定にあたり、必要な条件を付し、又は指示することができる。

（調査等）

第 9 条 市長は、必要があると認めたときは、随時調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

（給付の取消し）

第 10 条 市長は、支援金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付した支援金があるときは、期限を定めて、当該支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の給付決定又は給付を受けたとき。
- (2) 前条に基づく報告の求めに応じないとき。
- (3) 支援金の給付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年7月11日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付した支援金については第9条及び第10条の規定はこの要綱の失効後もなおその効力を有する。